

令和7年度 福岡県 介護事業所の各種研修受講に係る 代替職員派遣事業



活用マニュアル
Q & A 資料



受託者

ツクイスタッフ 福岡支店

〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビルディング9F

TEL:092-286-0810 FAX:092-286-0811

【事業の目的】

福岡県内の介護保険施設、介護保険サービス事業所等（以下「介護施設・事業所等」という。）が、その介護職員等の資質向上や資格取得のため当該介護職員等に研修を受講させる場合に、当該介護職員等の代替職員として、介護関係の資格等を有する者等を派遣することにより、介護施設・事業所等に従事する介護職員等の資質向上及び資格取得を図ることを目的としております。

【費用について】

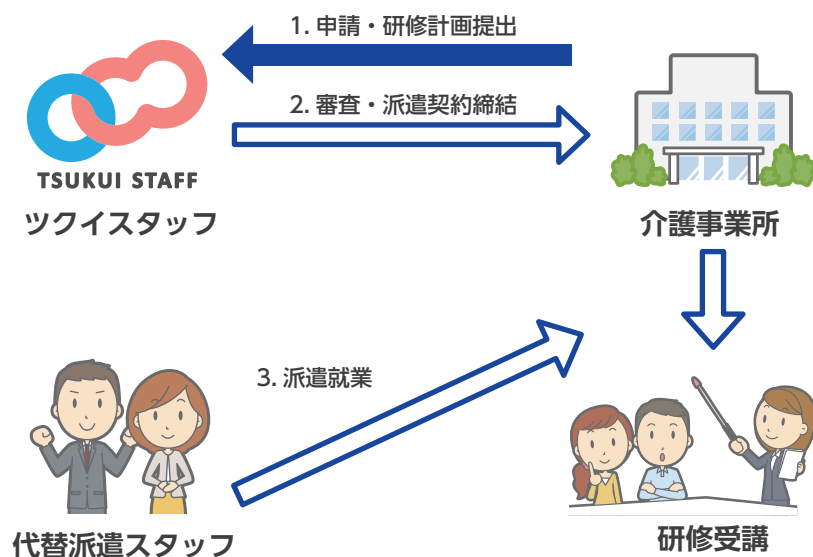
代替職員の人件費については、一切費用が掛かりません。

御負担いただくのは、派遣スタッフの交通費のみ（実費精算）となります

※上記交通費につきましては、ツクイスタッフより請求いたします。（月末締め）

交通費の詳細はP.2を御確認ください。

【事業の概要について】



1つの申請書につき、申請日数の上限は「40日(研修160時間)まで」となります。
(派遣法上、派遣日数が「10日(研修40時間分)」に満たない場合は対象外となります。

研修時間が160時間を超える場合は、2つに分けて申請ください。

[申請から代替職員派遣までの流れ]

① 事前申請



ツクイスタッフ



事業者

事業者から利用申請・研修計画を受け付けます。

② 申請確認・代替職員のご案内

申請内容確認の上、
代替職員の人選を行います



代替職員



ツクイスタッフ



事業者

③ 契約締結



ツクイスタッフ



事業者

事業者に対し、派遣労働者の情報提供ならびに労働者派遣契約の締結を行います。

派遣開始

派遣中

費用について

代替職員の人件費については、一切費用が掛かりません。
御負担いただくのは、派遣スタッフの交通費のみ(実費精算)となります。

■公共交通機関使用の場合

稼働日数に応じた実費が定期額のいずれか低い金額にて請求させていただきます。(上限35,000円)

■マイカー通勤の場合

通勤距離に応じたガソリン代を右記料金表に基づき、実費が月額の内いずれか低い金額にて請求させていただきます。

片道	月額	日額
2km未満	支給なし	
2km～10km未満	4,200円	200円
10km～15km未満	7,100円	340円
15km～25km未満	12,900円	615円
25km～35km未満	18,700円	890円
35km～45km未満	24,400円	1,160円
45km～55km未満	28,000円	1,335円
～55km	31,600円	1,505円

派遣終了

④ 実績報告書の提出



ツクイスタッフ



事業者

派遣終了後、「実績報告書」の提出が必要です。

実績報告に必要な書類について
⇒ P.5を御確認ください。

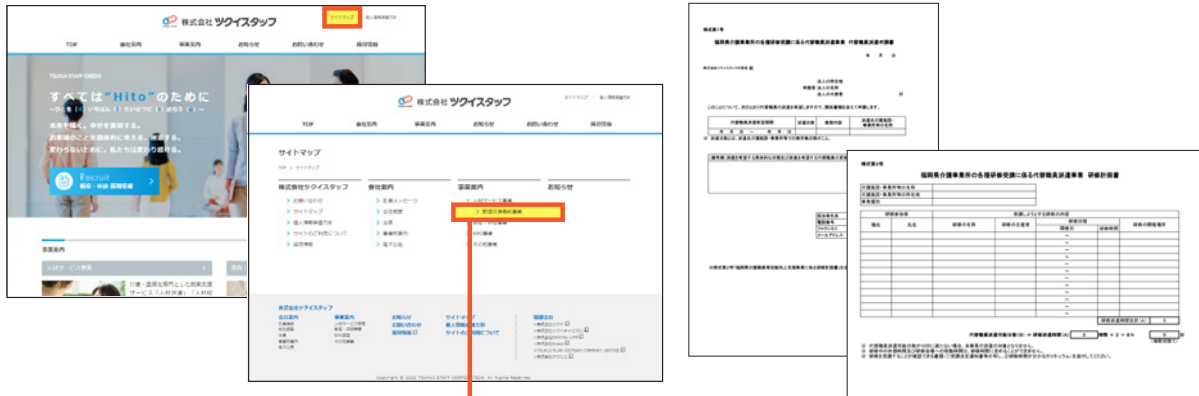
[申請書類の入手・計算方法]

- ①代替職員派遣申請書(様式第1号) ※**原本の提出が必要です**
- ②研修計画書(様式第2号)
- ①②はツクイスタッフのホームページよりダウンロードできます
- ③対象研修を受講することが証明できる書類(受講決定通知等)
研修受講者氏名・研修名が分かるもの
- ④対象研修の時間数を証明できる書類(研修カリキュラム等)
受講される研修開催日・場所・時間がわかるもの

①代替職員派遣申請書 ②研修計画書ダウンロード方法

- 1.ツクイスタッフ コーポレートサイトを検索
- 2.TOPページ右上のサイトマップ>事業案内カテゴリにある都道府県委託事業をクリック。
- 3.都道府県委託事業ページ内の福岡県を選択し、各種資料ダウンロードの中にあります
「申請書・実績報告書はこちら」をクリックしダウンロードください

ツクイスタッフ コーポレートサイト



右上にあるサイトマップページより、都道府県委託事業をクリック
corp.tsukui-staff.net/itakujigyo/

- ①代替職員派遣申請書
- ②研修計画書

派遣可能日数

$$\text{研修時間数} \times 2 (\text{倍}) \div 8 = \text{派遣可能日数}$$

派遣可能日数は、追加申請を頂きましたら増加いたしますが、諸事情等で研修に参加出来なかった場合は、減少いたします。
研修が計画通りに実施できなかった際は速やかに御連絡をお願いいたします。
代替派遣職員は派遣可能日数の範囲内で、シフトに組み込み配置する事が可能です。

事業申請後、計画していた研修が延期もしくは中止になった際には個別に御相談をお願いいたします。

(研修内容に関する書類) ※コピーを御提出ください

受講決定通知書が無い場合は「申込み書」を添付ください
※研修受講者氏名・研修名が分かるもの

研修開催日・場所・時間がわかるもの

研修日程表		介護研修初任者研修修	
事業名称		H310814CCS	介護研修初任者研修修特別コース
研修期間：2019年6月1日～7月31日			
日曜	時間	研修内容	備考
6月1日(土)	8:30～9:00 9:00～12:10 13:00～18:10	オリエンテーション 介護職の役割と意義の理解(基礎的な知識) 参加者同士の交流	
6月2日(土)	9:00～14:30 14:40～18:10	人権尊重を支える心構え、 自己に関することから見た、 介護の基礎的知識	
6月9日(土)	9:00～14:30 14:40～18:10	自己に向けた課題 介護に関する考え方・意識、 介護の基礎的知識	
6月16日(土)	9:00～10:30 10:40～12:10 13:00～14:30 14:40～18:10	介護の仕事、抱えている悩みや疑問の解消 介護者の役割と責任の認識 介護における安全・事故防止リスクマネジメント 介護職の働き方	
6月23日(土)	9:00～10:30 10:40～12:10 13:00～14:30 14:40～18:10	認知症を予防する心構え 認知症のケアと見守り活動の重要性 認知症にやさしい暮らしをつくるための実践的生活 家族への対応	
6月30日(土)	9:00～12:10	障害者に対する差別と偏見とその克服	
6月7日(土)	9:00～12:10 13:00～18:10	介護の基礎的知識 健康と安全管理の確保、生活習慣病、心身・行動の特性、 介護士としての基礎知識 安心・信頼、 介護士の役割と責任 介護に携わる心構え、 介護の基礎的知識	
6月14日(土)	9:00～12:10 13:00～18:10	介護保険制度 要介護レベル判定、 たとえとらえかたのちがひ と 権利と義務	
6月21日(土)	9:00～12:10 13:00～18:10	介護に向けたコミュニケーション 介護におけるチームのコミュニケーション	
6月28日(土)	9:00～11:10 11:20～18:20	介護の基礎的専門分野学習 介護に関する考え方・意識、 介護の基礎的知識	
7月5日(土)	9:00～11:10 13:00～18:10	老人にやさしくとらえかたのちがひと 権利と義務 権利と義務	
7月12日(土)	9:00～12:10 13:00～17:20	生活と仕事 社会生活と環境との関係	
7月19日(土)	9:00～17:20	入居、退去等に関する同意書、 たとえとらえかたのちがひ と 自己に向けた介護	
7月26日(土)	9:00～18:40	移動・移転に関する、 たとえとらえかたのちがひ と 自己に向けた介護	
7月30日(土)	9:00～18:40	食料に関連したこととそれからの、 たとえとらえかたのちがひ	
7月31日(土)	9:00～12:10 13:00～17:20	睡眠に関連したこととそれからの、 たとえとらえかたのちがひ 習いに関連したこととそれからの、 たとえとらえかたのちがひ	
7月27日(土)	9:00～18:40	排泄に関連したこととそれからの、 たとえとらえかたのちがひ	
7月28日(土)	9:00～18:10 14:20～18:30	介護現場でのコミュニケーション 日常生活支援技術習得	
7月29日(土)	9:00～18:10	福祉生活支援技術習得	
7月30日(土)	9:00～12:10	就業上の連携とよいコミュニケーション	
7月31日(土)	9:00～11:40 13:00～14:30 14:40～15:10	振り返り 研修への気づきと研修修了後に働く上での継続的な研修 最終確認および閉校	

代替職員派遣の対象となる研修

ア)介護福祉士実務者研修 イ)介護職員初任者研修
ウ)喀痰吸引等研修 エ)福岡県介護職員技術向上研修
オ)福岡県介護職員管理能力向上事業
カ)福岡県小規模事業所連携体制構築支援事業
キ)生活援助従事者研修 ク)介護支援専門員実務研修
ケ)介護支援専門員資格更新に係る各種研修
コ)外国人介護職員介護技能等向上研修事業
サ)その他介護職員等の資質向上に有効であると知事が認める研修

※対象研修にはオンラインによる双方向型の研修(特定の日時に開催されるもの)を含みます。
※研修に講師として参加する場合は対象となりません。

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員、
計画作成担当者、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師及びあんまマッサージ指圧師）
その他介護保険法及び老人福祉法の人員基準で定める職種とする。

- 4 -

- 5 -

[よくある御質問]

Q1. オンライン研修が増えておりますが、集合研修だけが対象なのでしょうか？

A1.

当該事業の対象研修には、オンラインによる双方向型の研修を（特定の日に開催されるもの）を含みます。※研修に「講師」として参加する場合は、対象となりません。

Q2. 有資格者や即戦力人材に限定した依頼はできますか？

A2.

できますが、スキルや経験、勤務可能曜日などの希望によっては派遣開始までに時間を要したり、派遣人材が見つからないこともございます。
希望人材に関しては申請後に当社より詳細をヒアリングさせていただきます。

Q3. 派遣職員が途中でやめた場合、代わりの職員はすぐに補充されますか？

A3.

すぐに代替職員の選定にあたりますが、時間を要したり御希望に添えない場合もございます。
常時、選定状況を御報告させていただきます。

Q4. 派遣受入期間の開始日はいつでも構わないのですか？

A4.

申請書提出日以降から派遣が可能になります。
希望スタッフが見つかった段階で当社職員より開始日の御相談・御提案をし、期間の設定をさせていただきます。
尚、締結期間内であれば研修日より前の派遣も可能です。

Q5. 派遣職員に残業や休日出勤をお願いすることはできますか？

A5.

本事業は基本的に残業や休日出勤は認められておりません。
また、研修時間帯の代替職員派遣事業のため日勤勤務となります。

Q6. 申請書を提出したらすぐに派遣職員を派遣してくれますか？

A6.

御要望には迅速に対応させていただいております。しかしながら、期間や場所等によってはお時間が掛かる場合もあります。
また御希望に添えない場合もございます。